

A 1 1 就業時刻前の清掃や着替えに要する時間については、その行為が指揮命令下にあるかどうかポイントになります。

[解説]

院長が従業員に対して、清掃を指示しているのであれば指揮命令下であるため労働時間として賃金を支払う必要があります。

判例でも「就業を命じられた業務の準備行為等を事業所内において行うことを使用者から義務付けられ、又はこれを余儀なくされたときは、当該行為は、特段の事情のない限り使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができ、当該行為の要した時間は、それが社会通念上必要と認められるものである限り、労働基準法上の労働時間に該当すると解される」（2003年3月9日最高裁第一小法廷判決）と院長などの指揮監督のもとにあれば、着替えの時間も労働時間と解釈されます。

労働時間であるということは、労働対価見合い分を支給する必要があります。